

あま市七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度についての内規

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、あま市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書（平成23年12月提言）の趣旨にのっとり、七宝北中学校地区委員会の意見書（平成31年2月）をもとに教育委員会が平成31年3月に決定した七宝北中学校適正規模化に向けた通学制度（以下、「本制度」という。）により、あま市小中学校通学区域に関する規則（平成22年教委規則第8号。以下「規則」という。）に規定する七宝北中学校の通学区域以外に住所を有する者で、七宝北中学校の校風や魅力等に賛同し、七宝北中学校に就学することを希望する者が同校に就学するために必要な手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法令等において使用する用語の例による。

(受け入れ校)

第3条 本制度により就学することができる学校は、七宝北中学校とする。

(対象児童及び生徒)

第4条 本制度により就学することができる者は七宝北中学校の校風や魅力等に賛同し、七宝北中学校に就学を希望する次の各号に掲げる児童及び生徒とする。

(1) 七宝小学校の通学区域（規則に定める通学区域をいう。以下同じ。）に住所を有する児童及び生徒

(2) 篠田小学校の通学区域に住所を有する児童及び生徒

(3) 美和東小学校の通学区域に住所を有する児童及び生徒

2 本制度により就学することができる者は、平成19年4月2日以降に出生した者とする。

(意思表示時期)

第5条 本制度を利用することを申し出ることができるのは、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 小学校6年生の夏休み終了後から10月末日まで

(2) 市内の小学校に就学する小学校6年生が第4条に規定する住所へ転居することが確定している場合にあつては、小学校6年生の夏休み終了後から転居後指定学校の入学式の前日までの期間

(3) 第1号の期間後に小学校6年生が第4条に規定する住所に転居をした日から1週間以内

(4) 生徒が第4条に規定する住所に転居をした日ときから1週間以内

(実施方法)

第6条 本制度により七宝北中学校の通学区域以外に住所を有する児童及び生徒が七宝北中学校に就学することを希望するときは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に規定する学区外通学の手続を用いるものとする。

(再変更の禁止)

第7条 教育委員会は、本制度を用いて前条の手続により七宝北中学校への就学を決定したときは、児童及び生徒が七宝北中学校に就学することを希望しなくなった場合又は第4条に規定する住所に転居をした場合であっても、その決定を取り消さない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める場合は、その決定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年4月1日 一部改正

令和4年1月14日 一部改正